

利用調整について

入園の利用調整は、「保育所等入園基準」に基づき行います。
利用調整は、保護者の就労状況等により基本指数を決定し、世帯状況等に応じた調整指数に該当する内容に応じて加点・減点を行います。
入園可能人数を超える申請があった場合、合計指数の高い順に入園者を決定します。

「保育所等入園基準」に基づく指数（点数）計算例

例①きょうだいの2人目のこどもの申し込みを行う場合

親A...居宅外労働 外勤（月160時間）、正規雇用、就労日数 月22日

親B...居宅外労働 外勤（月100時間）、非正規雇用、就労日数 月15日

兄...既に保育園を利用中

（基本点数）

親A...10点 親B...7点

（調整基準による点数）

親A...2点（正規雇用+1、就労日数月20日以上+1） 親B...0点

既にきょうだいが保育園に在園している...4点

合計 23点

- ※兄弟姉妹の調整指数について
- ・兄弟姉妹が保育園等に在園してる...+4点
 - ・2人以上の兄弟姉妹が保育園等に在園している...+6点
 - ・兄弟姉妹が同時に入園申込みをしている...+3点
 - ・3人以上の兄弟姉妹が同時に申込みをしている...+5点
- 事由が重複した場合は、指数（点数）の高いほうが優先されます。**

例②ひとり親世帯が申し込みを行う場合

親A...居宅外労働 外勤（月120時間）、非正規雇用、就労日数 月20日

就労予定（申し込み時点で就労しておらず、就労予定証明書を提出する場合）

（基本点数）

親A...8点

（調整基準による点数）

親A...12点（ひとり親世帯+13、就労日数月20日以上+1、就労予定-2）

合計 20点

※同一点数の場合は、同居者(65歳以上又は要介護者除く)のある世帯、復帰予定者の順に減点を行う。調整後も同一点数になった場合は、外勤、正規、勤務時間の順に判断する。